令和９年度　放課後児童クラブ入室案内

放課後児童クラブは、保護者の就労などにより昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や長期休暇において家庭に代わる生活の場を確保し、放課後児童支援員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることを目的とする施設です。

原則、通年での利用となりますが、令和９年８月（夏休み）のみ一時的な受入れを行います。
申請案内は、令和９年５月頃、広報紙、ホームページ等で公開します。
〇民間（民設民営）放課後児童クラブは、各事業者へ直接、お問い合わせください。（P.５）

■　入室要件

令和９年４月に春日部市立小学校および春日部市立義務教育学校（前期課程に限る。以降「学校」といいます。）に在籍する児童の保護者が、次のいずれかの要件に該当する場合

①	就労などにより、昼間常時留守になっている家庭で、児童の保育ができない場合（日曜日を除き週４日以上で１日４時間以上就労しており、かつ帰宅が午後３時以降となることが条件） ※就労要件にて入室している保護者が、産前・産後休業、育児休業に入る場合は、こども育成課にお問い合わせください。
②	疾病または障がいなどにより、児童の保育ができない場合
③	在宅の病人などの看護に当たるため、児童の保育ができない場合
④	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
⑤	大学や専門学校などに通学し、①と同程度児童の保育ができない場合
⑥	出産または産じょくなどの理由により体調が整わない場合 ※出産予定日を基準とし、産前６週が始まる月から産後８週を迎える日の月末の期間で最長で年度末（令和１０年３月３１日）まで
⑦	その他市長が必要と認める場合

【入室申請の留意事項】

・申請は、年度ごとに必要です。
・令和９年度４月入室一次申請受付では、現在、放課後児童クラブに在籍している児童がいる場合は、**きょうだい（入室前の児童を含む）の申請書類も、あわせて放課後児童クラブへ提出してください。**
・入室は先着順ではありません。
・定員を超える場合は、保育の必要性に応じた指数により選考しますが、選考の結果、待機となる場合があります。

【夏休み（８月のみ）放課後児童クラブ入室について】

受け入れ先となるクラブなどの詳細については、令和９年５月頃、公開予定です。

【夏休み一時退室について】

放課後児童クラブでは、入室している児童を対象に、８月の夏休み期間中のみ利用しない場合の一時退室について確認を行っています。上記期間中にクラブを１日も利用しない場合は、事前に届出があれば、８月分の保育料は免除となります。

詳細は、時期が近くなりましたら改めてご案内します。

また、これによりクラブに空きが生じた場合に、待機児童の一時入室を実施します。待機中の方を対象に、今後の入室希望について確認するための調査を行いますので、ご回答をお願いいたします。

目次

■　放課後児童クラブについて　……4
１．公設放課後児童クラブ一覧……4
２．民間放課後児童クラブ一覧……5
３．保育時間……6
４．休 室 日……6
５．ブロック及び指定管理者……6
６．保育料・おやつ代……6
■　入室申請　……7
１．申請期間と受付場所……7
２．提出書類……8
■　入室選考　……11
１，入室の決定……11
２．入室選考……11
３．選考の流れ……13
■　放課後児童クラブの利用にあたって　……14
１．お迎え等……14
２．放課後児童クラブ案内について……14
３．よくある質問……14
■　問い合わせ　……16

■　放課後児童クラブについて

１．公設放課後児童クラブ一覧

公設放課後児童クラブは、児童が在籍している小学校に設置されている放課後児童クラブを利用します。他の小学校のクラブに申請することはできません。

ブロック	クラブ名	施設区分	電話番号	定員
A	粕壁放課後児童クラブ１・２	○	755-5101	140
A	粕壁放課後児童クラブ３	◎	755-5101	
A	内牧放課後児童クラブ１	○	755-5102	90
A	内牧放課後児童クラブ２	◎	755-5615	
A	豊春放課後児童クラブ１・２	○	755-5103	90
B	武里放課後児童クラブ	●	738-4911	70
C	幸松放課後児童クラブ１・２	○	755-5104	85
B	豊野放課後児童クラブ	◎	738-4912	70
B	備後放課後児童クラブ	○	738-4916	60
A	八木崎放課後児童クラブ１・２	○	755-5105	110
A	八木崎放課後児童クラブ３	○	755-5113	
C	牛島放課後児童クラブ１・２	◎	755-5106	100
B	緑放課後児童クラブ	○	738-4918	70
A	上沖放課後児童クラブ１	○	738-4919	140
A	上沖放課後児童クラブ２	○	737-6132	
B	正善放課後児童クラブ１・２	◎	738-4920	75
A	立野放課後児童クラブ１・２	○	738-4921	109
A	立野放課後児童クラブ３	○	761-3388	
A	宮川放課後児童クラブ	◎	755-5107	50
B	藤塚放課後児童クラブ	◎	738-4922	70
C	小渕放課後児童クラブ	◎	755-5108	70
B	武里南放課後児童クラブ１・２	○	738-4913	77
B	武里西放課後児童クラブ１・２	○	738-4914	90
C	南桜井放課後児童クラブ１	●	718-0700	75
C	南桜井放課後児童クラブ２	◎	746-5112	
C	川辺放課後児童クラブ１・２	◎	746-0212	115
C	川辺放課後児童クラブ３	○	746-5000	
C	桜川放課後児童クラブ１・２	○	747-0101	100
C	中野放課後児童クラブ	○	746-8488	70
C	江戸川放課後児童クラブ	ランチルーム	748-2100	40

※　施設区分　○学校敷地内専用施設、◎教室施設、●学校隣接地専用施設

２．民間放課後児童クラブ一覧

民間放課後児童クラブは、保育時間や保育料など、公設と異なる場合があります。

申込み方法などの詳細については、各クラブへ直接お問い合わせください。

クラブ名	運営主体	所在地及びお問い合わせ先
すすむ学園児童クラブ	社会福祉法人 すくすくどろんこの会	春日部市谷原2-9-15
		048-812-7181
かがやき学童クラブ	株式会社Sunny Smile	春日部市大場1229-3 武里秋元ビル3階
		048-878-9018

３．保育時間

区　　分	保　育　時　間
学校の授業がある日　（月曜日から金曜日）	放課後から午後７時まで
学校の休業日　（土曜日、夏休みなどの長期休暇、学校の代休日など）	午前７時３０分から午後７時まで

※お迎えは、勤務終了後速やかにお願いします。なお、保育時間外（開室前及び閉室後）のお預かりはできません。

４．休 室 日

日曜日・祝日および年末年始（１２月２９日～１月３日）

※　気象状況や災害などにより危険が予測される場合または感染症の流行などの場合は、臨時に休室することがあります。

５．ブロック及び指定管理者

春日部市では、市内を３つのブロック（A・B・C）に分割し、それぞれ民間事業者が指定管理者として運営しております。クラブ見学やおやつ代など、運営に関するご質問は、各指定管理者へお問い合わせください。※所属ブロックは「公設クラブ一覧」をご確認ください

指定管理エリア	指定管理者名	電話番号
Aブロック	株式会社トライグループ	048-753-5080
Bブロック	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	048-738-8435
Cブロック	株式会社アンフィニ	048-793-4512

６．保育料・おやつ代

保 育 料	一人月額　　９，０００円	市に納入
おやつ代	一人月額　　２，０００円	指定管理者に納入

①　保育料には**減免制度**がありますが、**別途申請が必要**になります。

②　おやつ代は実費負担となりますので、減免制度はありません。

③　保育料・おやつ代は、原則、月途中の入退室でも月額全額負担となります。

④　期日までの納付がない場合は、入室選考に影響する場合があります。

◎　納入方法

口座振替による納付にご協力をお願いします。

新規に口座振替を希望される方は、口座振替申込用紙を取扱金融機関に提出してください。きょうだいがいる場合、児童ごとに申込みが必要です。登録まで約１～２か月かかります。口座振替開始月については、郵送にて通知しますので、それまでは納付書にてお支払いください。

※おやつ代の納付方法等については、指定管理者へお問い合わせ下さい。

■　入室申請

１．申請期間と受付場所

（4 月申請は、一次受付分を選考後、定員に空きがある場合に二次受付分を選考します。）

<table>
<tr><th colspan="2">入室希望月</th><th colspan="2">受付期間</th><th>受付場所</th><th>結果通知</th></tr>
<tr><td rowspan="4">４月</td><td rowspan="3">一次申請
受付</td><td rowspan="2">新規入室</td><td>令和 8 年 10 月 13 日（火）
～11 月 9 日（月）8：30～17：15
・庄和総合支所は 11 月 2 日～受付開始
・土日祝除く</td><td>❷こども育成課
❸庄和総合支所
福祉・健康保険担当</td><td rowspan="3">令和９年
２月中旬
までに発送</td></tr>
<tr><td>〔休日開庁〕
令和 8 年 10 月 31 日（土）9：00～17：00</td><td>❷こども育成課</td></tr>
<tr><td>継続入室</td><td>令和 8 年 10 月 13 日(火)～11 月 9 日(月)
※放課後児童クラブに在籍している児童は、きょうだい（入室前の児童を含む）の申請書類も、あわせて放課後児童クラブへ提出してください。</td><td>児童が令和８年度に所属している放課後児童クラブ</td></tr>
<tr><td>二次申請
受付</td><td colspan="2">令和 8 年 11 月 10 日（火）
～令和 9 年 2 月 1 日（月）8：30～17：15
・土日祝、年末年始を除く</td><td>❷こども育成課
❸庄和総合支所
福祉・健康保険担当</td><td>令和９年
３月中旬
までに発送</td></tr>
<tr><td>５月以降</td><td>随時申請
受付</td><td colspan="2">直前の締切日の翌日から
利用希望月の前月２０日
（閉庁日の場合は翌開庁日）まで</td><td>❷こども育成課
❸庄和総合支所
福祉・健康保険担当</td><td>各月
２５日頃
までに発送</td></tr>
<tr><td>夏休み（8 月のみ）</td><td>広報
令和９年度
５月号に掲載</td><td colspan="2">詳細は、令和９年５月頃
市公式ホームページにて公開</td><td>❷こども育成課</td><td></td></tr>
</table>

郵送による申請は、一次申請受付令和８年１１月９日（月）、二次申請受付令和９年２月１日（月）、５月以降の随時申請受付：入室希望月の前月１３日までの消印が有効となります。

※封筒・郵送料はご負担ください。また、郵送事故による不着については対応できません。

２．提出書類

Ⅰ．入室申請に必要な書類（以降「申請書類」という。）入手場所

❶市公式ホームページからダウンロード　❷市役所３階 こども育成課
❸庄和総合支所２階 福祉・健康保険担当　❹公設放課後児童クラブ
❺市内保育所・保育園（認可外は除く）　❻市内認定こども園および幼稚園

Ⅱ．申請書類

① 放課後児童クラブ入室申請書
② 児童生活状況調査書
※①、②は入室希望児童１人につき１枚必要となります。
③ 入室に係る確認書
④ 利用を必要とする理由を証明する書類（この他、別途提出いただく場合があります）

利用を必要とする理由	証 明 す る 書 類
保護者および同居人（１８歳以上）が就労している場合	**○就労証明書**（証明日が申請書提出日から２か月以内のもの） ※保育所就労証明書の写し(証明日が申請書提出日から２か月以内のもの）でも可とします。各自でご準備ください。 ※単身赴任の方の分も提出は必要です。 **●個人事業主の方** 就労証明書（ご自身で記入してください）のほかに、就労実態がわかるもの（確定申告（第一表)の控えの写し、業務委託契約書の写し、受注表営業実態がわかる書類等）をご提出ください **●法人代表の方** 就労証明書のほかに、履歴事項全部証明書（証明日が申請書提出日から２か月以内のもの）等をご提出ください。 **●入室申請後から入室までの間に、雇用条件の変更等により入室要件を満たす場合** 申込み時には就労証明書の備考欄などに変更開始時期および変更後の雇用条件を明記したものをご提出ください。 **●育児休業から復帰することを条件に入室申請する場合** 申請は、入室する月の末日までに復帰（就労を開始）することが必要です。４月入室申請は、４月末までに復帰される方のみ申請可能ですので、勤務開始日が明記された就労証明書をご提出ください。 また、育児休業から復帰された後には、改めて復帰後の勤務状況を記載した就労証明書をご提出ください。
就労している保護者および同居人の勤務時間や休日が不規則の場合	**○直近２か月分のシフト表・勤務表・タイムカードの写しなど**、勤務実績のわかるもの（個人情報の取扱いの観点から、申請者（提出を必要とする方)以外の情報は黒塗りし､紙に印字したものをご提出ください）
保護者および同居人が疾病または障がい等の場合	**○医師の診断書**（証明日が申請書提出日から３か月以内のもの） ※保育ができない旨の記載があるものをご提出ください。 ○身体・精神障害者手帳、療育手帳の写し

在宅の病人などを看護している場合	**○医師の診断書**（証明日が申請書提出日から３か月以内のもの） ※家族による看護､介護が必要である旨の記載があるものをご提出ください。 **○介護計画書や、介護のスケジュール**（１日の流れが確認できるもの）など ○身体・精神障害者手帳、療育手帳の写し
災害などの復旧に当たっている場合	**○火災によるり災証明書、罹災（被害）証明書**
就学している（する予定の）場合	**○学生証の写し（有効期間の記載のあるもの）、学校の在籍証明書、合格通知書の写し**など **○授業の時間割表（授業時間と日程が確認できるもの）**など
出産予定の場合	**○母子健康手帳の写し**（母の氏名および出産予定日記載箇所）

⑤該当する世帯のみ必要な書類

減免申請を希望される方（きょうだい申請の方は必ず提出してください）	・減免申請書 ・課税（非課税）証明書（該当する方） 令和８年、令和９年の各年１月１日現在春日部市に住所がない方は、各年の１月１日現在、住所がある市町村の課税証明書または非課税証明書をご提出ください。詳細は「令和９年度放課後児童クラブ保育料の減額・免除制度」をご確認ください。
ひとり親世帯	次のいずれかを添付してください。 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） （配偶者不在がわかるもの、証明日が申請書提出日から３か月以内のもの） ・離婚届受理証明書 ・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
離婚調停中	申し立てた裁判所で発行する事件係属証明書
入室申請対象児童が障がいを有している	入室申請対象児童の心身障がいにかかる各種手帳の写し （氏名、等級がわかる箇所）

Ⅲ. 申込み時の留意事項

○書類は全て黒色のペンまたはボールペンで記入してください。
（鉛筆・シャープペン・消えるボールペン等は不可です）
間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。
※就労証明書の訂正は、会社印、代表者印にて訂正してください。
修正ペン、修正テープは使わないでください。

○保護者双方それぞれの書類が必要で、事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。

○提出する前に、「提出書類等チェックシート」で必要な書類が全てそろっているか確認してください。

○令和９年４月分から保育料の減免を受けるには、令和９年２月２６日（金）までに減免申請書を受付場所（❷または❸）に提出してください。
なお、令和９年度の市民税額が確定次第再判定を行い、保育料が変更となる方には７月に改めて通知いたします。
※詳細は減免申請の案内をご参照ください。

○提出された申請書類等に訂正が必要な場合や、記載内容に確認を要する場合は市が指定する期限までに再提出をお願いします。全て整ってからの審査となりますので、日程に余裕をもって申請してください。

○「春日部子ども安心カード」は、入室決定後に放課後児童クラブに直接ご提出ください。

■　入室選考

１，入室の決定

入室の決定は、児童の学年や、提出された書類から各家庭の状況や、滞納の有無を確認した上で審査し、決定します。利用希望者が定員を超えた場合、待機となる場合があります。

（１）放課後児童クラブの保育料やおやつ代および保育施設の保育料や給食費に**滞納**がある場合は、完納が確認でき次第、入室審査を行います。

また、入室決定通知後であっても、申請内容に変更があった場合に必要な書類の提出がない、または入室要件を満たさない事情が発生した場合は入室の取り消し（退室）となります。

（２）身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童や、特別支援学級に在籍または在籍予定の児童および持病などがある児童は、集団生活における注意点などについて、保護者と本人を交えた面接を行いますので、必ず申告してください。

（３）同一小学校内で分割している放課後児童クラブへの入室は、市が調整を行います。申請者がクラブを選択することはできません。

（４）育児休業から職場復帰をする場合や月の途中から勤務を開始することを条件に入室の申請をされた方は、実際の勤務開始日が入室日となります。慣らし保育期間はありません。

※４月入室申請は、４月末までに復帰する方のみ申し込み可能です。

（５）４月入室をされる方については、新規入室者の保護者を対象に、入室前（３月中旬頃）に各放課後児童クラブにて、注意事項、利用に関する説明会を行います。

２．入室選考

「放課後児童クラブ入室選考指数表」に基づき選考を行い、指数の高い方から順に入室を決定します。

（１）一次申請受付で待機になった場合は、二次申請受付で再度審査します。

（２）一次申請受付で書類等の不備や不足により審査保留になった場合は、審査できる状態に整った場合のみ、二次申請受付で再度審査を行います。

（３）二次申請受付締切後に入室申請をした場合は、５月入室として選考します。

（４）入室が決定した場合または待機となった場合、いずれの場合も通知します。

（５）待機になった場合はクラブに欠員が出た時点で再度審査し、入室の可否を決定しますが引き続き待機となる場合は通知しません。

なお、提出いただいた申請書類は該当年度中は有効ですが、住所・氏名・就労先等に変更があった場合は、その都度、必要書類を提出してください。

（６）待機中に児童クラブの利用が必要でなくなった場合は、「放課後児童クラブ入室申請取下書」を提出してください。

（７）同居する祖父母の就労証明書の提出は任意となりますが、提出がない場合は、就労していないものとみなし指数の減点の対象となります。

■放課後児童クラブ入室選考指数表

学年基準	
児童	指数
１年	20
２年	18
３年	14
４年	10
５年	8
６年	6

調　整　基　準	
細　目	指数
保護者の就労時間が１日あたり５時間を超え、かつ就労時間の終了時刻が午後６時以降である	+1
保護者のひとりの通勤時間が片道１時間以上である	+1
保護者のひとりが単身・海外赴任、長期入院などにより不在である	+3
ひとり親家庭である	+3
入室対象児童が障害者手帳を有している、特別支援学級に在籍または在籍予定、もしくは障がいを有していることの医師の診断を受けている	+15
保護者のほか、健康で就労していない６０歳以上の祖父母および同居人がいる	−1
保護者のほか、健康で就労していない６０歳未満の祖父母および同居人がいる	−3
保護者のひとりの就労時間が１日あたり５時間以下または就労時間の終了時刻が午後３時以前である	−3
前年度の放課後児童クラブの利用日数が８日未満だった月が３か月以上ある	−5
お迎え遅れが月２回以上あった月が２か月以上ある（公共交通機関の遅延、災害、事故などを除く）	−40
保育料などに滞納があり、納付誓約書またはその他納付の意思を確認する必要な書類の提出がない	審査保留
特別調整（上記の他必要と認められるもの）	

３．選考の流れ

4月一次選考

一次受付で申込をされた方を選考します。
選考結果は入室決定者のみ2月中旬頃郵送します。
（クラブ利用者は、クラブ経由でお渡しとなります）
一次選考で入室とできなかった方は、二次選考に移行するため、通知は行いません。
※書類不備や、滞納がある方は選考対象外となります。

入室決定となった方

入室できなかった方

4月二次選考

一次選考で入室出来なかった方、二次受付で申込をされた方を選考します。
選考結果は二次選考対象者全員に３月中旬頃郵送します。
（クラブ利用者は、原則クラブ経由でお渡しとなります）
※書類不備や、滞納がある方は選考対象外となります。

入室決定となった方

入室できなかった方

申請内容に変更（就労先、就労条件、住所、世帯構成等）がある場合は、随時、「変更届」や「就労証明書」を市役所こども育成課、または庄和総合支所福祉・健康保険担当までご提出ください。（クラブ利用中の方はクラブに提出も可）

4月二次選考で入室できなかった方は待機となります。
申請内容に変更（就労先、就労条件、住所、世帯構成等）がある場合は、随時、「変更届」や「就労証明書」を市役所こども育成課、または庄和総合支所福祉・健康保険担当までご提出ください。

4月入室

5月以降　随時選考

退室等により、空きが生じた場合に4月受付で入室できなかった方、5月以降入室を希望される方を選考します。
選考結果は入室月の前月25日頃に郵送します。
待機となった場合の通知は申請月のみ行います。
※書類不備や、滞納がある方は選考対象外となります。

■　放課後児童クラブの利用にあたって

１．お迎え等

児童が事故や犯罪に遭わないために、児童のみの降室（帰宅）はできません。必ず、保護者（保護者の指定する祖父母、高校生以上のきょうだい、友人、ファミリーサポートセンターの提供会員などでも可）のお迎えをお願いします。降室（帰宅）後の再登室はできません。

２．放課後児童クラブ案内について

入室の前に、市公式ホームページまたは、右下の二次元コードを読み取り、「令和９年度放課後児童クラブ案内」を必ず確認してください。

４月入室はこちら　　随時入室はこちら

３．よくある質問

※ホームページにも詳しく掲載していますのでご確認ください。

Q：クラブの空き状況を教えてください。
A：毎月初めにホームページにて公開しております。ご確認ください。

Q：現在クラブに入室していますが、次年度も引き続き利用できますか。
A：申請は年度ごとに必要です。
申請児童の家庭状況を点数化し、指数の大きい方から入室決定となるため、引き続き利用できるとは限りません。

Q：市内在住で学区外（こどもだけで登下校ができない）の学校に入学しますが、クラブ申請は出来ますか
A：在籍する学校に併設されたクラブに申請できますが、学区外通学を理由に入室することはできません。申請者が定員を超えた場合、選考の結果によっては入室することができない場合があります。入室できなかった場合の対応について十分にご検討ください。

Q：現在育児休業を取得していますが、申請できますか？
A：新規で申請を希望される方は、入室する月の末日までに復帰（就労を開始）することが必要です。４月入室申請は、４月末までに復帰される方のみ申請可能です。
ただし、入室中の方が、産前・産後休業を経て育児休業を取得する場合は、復帰を条件として、原則、年度内に限り利用することができます。
（例１）【令和９年４月に新１年生となる児童の保護者で、育児休業を取得している方が４月申請をする場合】
４月末までに復帰をされる方のみ申請可能です。勤務開始日が明記された就労証明書を

ご提出ください。５月以降に復職をする場合は、５月以降の随時申請受付となります。入室希望月の前月２０日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、申請してください。

（例２）【令和９年度に就労要件で入室している方が、７月１日から産前産後休業に入り、その後育児休業を取得する場合】

出産を理由として、出産予定日を基準とし、産前６週が始まる月から産後８週を迎える日の月末の期間で利用が可能です。また、その後の育児休業期間中にも、放課後児童クラブの利用を希望される場合は、原則、年度末まで利用することができます。出産での利用や育児休業中の利用を希望される場合は、該当する要件での利用開始前までに必ずこども育成課までご連絡ください。

Q：4 月申請（一次受付）をきょうだいで申請するのときの注意点はありますか。

A：放課後児童クラブ入室申請書及び児童生活状況調査書は、入室希望児童１人につき１枚必要です。入室に係る確認書及び利用を必要とする理由を証明する書類は、きょうだいで１部ご用意ください。

また、現在課後児童クラブに在籍している児童がいる場合は、きょうだい（入室前の児童を含む）の申請書類も、あわせて放課後児童クラブへ提出してください。

Q：保育所の現況届で就労証明書を作成したのですが、放課後児童クラブ申請にその写しを使用していいですか。

A：使用することができますが、証明日が過ぎている場合は使用できません。また、不足情報等がある場合は放課後児童クラブ所定の書式で作成しなおしていただく場合があります。

Q：4 月からクラブ入室が決定していますが、諸事情により２月末（入室前）に退職しました
必要な書類はありますか

A：新たな就労先が決まっており、証明書が提出された場合は４月入室に影響ありませんが、就労先が未定（提出書類なし）の場合は入室決定取消しとなります。

Q：クラブに空きがなく待機になった場合、いつから入室できますか

A：入室できなかった方は、年度末まで毎月選考の対象となります。再度申請する必要はありませんが、入室の意思がなくなった場合は、「放課後児童クラブ入室申請取下書」をこども育成課まで提出してください。

Q：申請後に、申請時の状況から変更が生じた場合は、どうしたらよいですか。

A：申請後に申請時の状況から変更（勤務先、勤務条件、世帯構成、住所、入室要件等）が生じた場合は、速やかにこども育成課へご連絡ください。変更内容によっては、追加書類の提出が必要となる場合があります。入室中であっても同様です。

Q：申請を取り下げたい場合は、どうしたらよいですか。

A：申請の取り下げを希望する場合は、「放課後児童クラブ入室申請取下書」をこども育成課に提出してください。

■　問い合わせ

春日部市こども未来部こども育成課　放課後児童クラブ担当
０４８－７３９－６８３６